

22日獣発第71号
平成22年6月1日

地方獣医師会会长 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久
(公印及び契印の押印は省略)

指定動物(サル)の輸入に関し輸出国政府機関が指定する施設 の追加等について

このことについて、平成22年5月20日付け22消安第737号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、指定動物（サル）の輸入に関し輸出国政府機関が指定する施設にカンボジア王国の施設を追加するとともに、従来の指定施設の記載を整理等することとし、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄1号及び2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件について、平成22年5月20日に全部を改正、公布されたというものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当主任 駒田
TEL 03-3475-1601 (内28)

【参考】

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（抜粋）

（輸出国における検査）

第四条

法第五十五条第一項の規定による輸出国の政府機関が発行する証明書に記載すべき事項のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第八条で定める感染症（以下「指定感染症」という。以下同じ。）にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨の確認は、次の表の上欄に掲げる指定動物のうち、同表の相当中欄に掲げる地域から輸入されるものについて、それぞれ相低下欄に掲げる方法により行われたものでなければならない。

| 指定動物 | 地域 | 事項 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サル | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年／厚生省／農林水産省／令第二号）第一条の表の下欄の第一号及び第二号に掲げる地域（以下「輸入可能地域」という。）のうち第一号に掲げる地域 | <p>一 当該地域において生産され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関が指定する施設において三十日以上の係留による検査を受けたこと。</p> <p>二 輸入可能地域から当該地域に輸入され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関が指定する施設において三十日以上の係留による検査を受けたこと。</p> |
| | 輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域 | <p>一 当該地域において生産され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設において三十日以上の係留による検査を受けたこと。</p> <p>二 輸入可能地域から当該地域に輸入され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設において三十日以上の係留による検査を受けたこと。</p> |

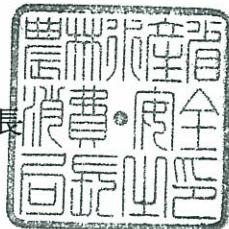


写

22 消安第737号
平成22年5月20日

(社) 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、
同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林
水産大臣が指定する施設を定める件の全部を改正する件について

今般、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年
農林水産省令第83号）第4条の規定に基づき、平成22年5月20日農林水産省告示
第793号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の
表の規定に基づき、農林水産大臣が指定する施設を定める件の全部を改正する件）を別
紙のとおり本日付で改正・交付しましたので、お知らせします。





編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 健康保険組合の合併を認可した件
(厚生労働二一八)
- 健康保険組合の名称を変更した件
(同二一九)
- 健康保険組合の事務所の所在地を変更した件
(同二二〇)
- 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能な地域のうち第二号に掲げる地域の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の全部を改正する件(農林水産七九三)
- 型式検査に合格した農機具の型式等について報告があつた件(同七九四)
- 計量法第百条において適用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失つた件
- 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則(環境九)
- 告示

- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府二八)

〔府令〕

〔目次〕

- 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則(環境九)
- 砂防法第一条の土地を指定する件(経済産業一一七)
- 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づき救済措置に関する方針を公表する件(環境三五)
- 道路に関する件(東北地方整備局一一一)
- 道路に関する件(関東地方整備局二六〇)
- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件(近畿地方整備局一四四)
- 道路に関する件(四国地方整備局五七)

- 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定について届出があつた件(総務一九五)
- 衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があつた件(同一九六)
- 衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称略称等について届出があつた件(中央選挙管理会五)

| | | | | |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 内閣 法務省 最高裁判所 | 〔国会事項〕 | 〔人事異動〕 | 〔公告〕 | 諸事項 |
| 財團 司法書士懲戒処分 土地家屋調査士懲戒処分 製造たばこ小売定期 | 〔官房報告〕 | 〔皇室事項〕 | 〔国会事項〕 | 〔人事異動〕 |
| 相続 失踪 除権決定 破産 免責 特別清算 再生関係 | 〔官房報告〕 | 〔皇室事項〕 | 〔国会事項〕 | 〔人事異動〕 |
| 会社その他 特殊法人等 企業年金基金変更関係 | 〔官房報告〕 | 〔皇室事項〕 | 〔国会事項〕 | 〔人事異動〕 |
| 裁判所 | 〔官房報告〕 | 〔皇室事項〕 | 〔国会事項〕 | 〔人事異動〕 |

○厚生労働省告示第二百四十九号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月二十日

変更前の名称

三義UFJ証券グループ健康保険組合 平成二十二年五月一

池田銀行健康保険組合

池田泉州銀行健康保険組合

平成二十二年五月一

厚生労働大臣 長妻 昭

変更後の名称

平成二十二年五月一

| 施設 | 所在地 |
|----------------------------------------|-----------------------------|
| ブレスター・ファウナ・マーサンターラ社の施設 | インドネシア共和国 西ジャワ州タンゲラン県 |
| タマンサファリ・インドネシア社の施設 | インドネシア共和国 西ジャワ州ボゴール県 |
| ニュー・インクアテックス社の施設 | インドネシア共和国 西ジャワ州ボゴール県 |
| ボゴール農業大学靈長類研究センターの施設 | インドネシア共和国 西ジャワ州ボゴール市 |
| ラブシンド社の施設 | インドネシア共和国 バンテン州タンゲラン県 |
| アニマル・ファームの施設 | ガイアナ協同共和国 ジョージタウン市 |
| ヴァニー・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設 | カンボジア王国 カンダル州キン・スヴァイ郡 |
| ティエン・フ・カンボジア・アニマル・ブリーディング・リサーチ・センターの施設 | カンボジア王国 コンポンチャム州チューンブレイ区 |
| アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーションの施設 | カンボジア王国 コンポンントム州コンポン・スカンボイ郡 |
| ハンセンズ・トロピカル・ワイルドライフルの施設 | スリナム共和国 パラマリボ州 |
| スリ・ワイルド・フラワーズ・アンド・アニマルズの施設 | スリナム共和国 ワニカ州 |
| 海南金港実験動物科技有限公司の施設 | 雲南盈長類実験動物有限公司の施設 |
| 海南金港実験動物科技有限公司の施設 | 中華人民共和国 海南省海口市 |
| 廣東省肇慶市実驗動物科技研究中心の施設 | 中華人民共和国 廣東省高要市 |
| 廣東省肇慶創業生物科技有限公司の施設 | 中華人民共和国 廣東省高要市 |
| 玉林市洪峰實驗動物馴養繁殖中心の施設 | 中華人民共和国 廣西壯族自治区玉林市 |
| 廣西桂東靈長類開発実驗有限公司の施設 | 中華人民共和国 廣西壯族自治区梧州市 |
| 廣西新豐源生物科技有限公司の施設 | 中華人民共和国 廣西壯族自治区平南县 |
| セニアリサーチ・フィリピンズ靈長類品質管理センターの施設 | ブイリビン共和国 バタンガス州サンクト・トマス町 |
| デルムンド・トレーディングの施設 | ブイリビン共和国 東ミンドロ州ブルート・ガラ町 |

| 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十号） | 第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第三号の農林水産大臣が指定する施設は、次に掲げるとおりとする。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の全部を改正し、公布の日から施行する。 | |
| 平成二十二年五月二十日 | |
| 農林水産大臣 赤松 広隆 | |

